

証券投資信託の信託終了に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、信託終了日を繰り上げ、平成27年4月9日をもって信託を終了（繰上償還）すること（以下「本議案」といいます。）に関して、平成27年2月19日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- 「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）」
- 「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」
- 「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」

2. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

各ファンドの受益権の口数がそれぞれ30億口を下回る状態にあるため、投資信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

3. 書面決議の手続き

平成27年1月16日現在の各ファンドの受益者の方は、本議案について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される方は、平成27年2月12日までに（必着）、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、当社宛にご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第37条第4項の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

各ファンドの書面決議において、賛成された方の保有する受益権の合計口数が平成27年1月16日現在の受益権総口数の3分の2以上となった場合に、本議案は可決され、各ファンドは平成27年4月9日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

以上

平成27年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券投資信託委託株式会社